

第2次宮古島市国土利用計画策定支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市は、第1次宮古島市国土利用計画（平成20年～平成29年次）の計画期間満了に伴い、新たに、本市の長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、第2次宮古島市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）を策定することとしており、本業務は、本計画の策定にあたり支援するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

第2次宮古島市国土利用計画策定支援委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「第2次宮古島市国土利用計画策定支援委託業務仕様書」（以下「仕様書という。」）のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

(4) 予算限度額

6,682,646円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は上限を示すものであり、契約額を示すものではない。

3 選定方法

国土利用計画を策定するにあたり、必要な実績・知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

4 参加資格

次に挙げる全ての要件を満たす者であること

- (1) 沖縄県内に本店または支店・営業所等を有する法人であること。
- (2) 公募日より過去5年以内に沖縄県内の地方公共団体の総合計画のほか、各行政分野における同種計画等の策定支援業務を元請として完了した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていない者であること。
- (5) 国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。

- (6) 宮古島市において指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 本業務について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5. 受注者特定までのスケジュール

公募開始、HP 公表	平成 30 年 8 月 30 日 (木)
質問票受付締切り	平成 30 年 9 月 6 日 (木) 12 時必着
企画提案書受付締切り	平成 30 年 9 月 14 日 (金) 12 時必着
プレゼンテーション	平成 30 年 9 月 25 日 (火)
企画提案選定結果通知	平成 30 年 9 月 26 日 (水)
契約締結	平成 30 年 9 月下旬
履行期限	平成 30 年 3 月 22 日 (金)

※日程はあくまでも予定の為、変更の場合あり。

6. 実施要領等の配付

- (1) 宮古島市役所 企画政策部 企画調整課 (平良庁舎 5 階) で配付する。
- (2) 本市ホームページ上で平成 30 年 8 月 30 日から平成 30 年 9 月 13 日まで掲載する。

7. 応募に係る質問

本業務に関する質問がある場合は、質問票 (様式 1) により電子メール又は F A X にて提出。なお、電子メール又は F A X 以外の手段による質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 平成 30 年 9 月 6 日 (木) 12 時必着
- (2) 提出先 「15. 連絡・提出先」宛
※提出の際は、担当者へ電話にて受信の確認を行うこと。
- (3) 回答 質問受付後、申込者全員にメールにて回答する。

8. 参加申込み及び企画提案書の提出

上記「4. 参加資格」を全て満たし、企画提案への参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 参加申込み提出書類

- ① 企画提案参加申込書兼誓約書 (様式 2)
- ② 事業者の概要 (任意様式)

※事業者等の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

③事業者実績報告書（様式3）

※業務実績については、業務ごとに契約書の鑑の写し及び業務概要がわかる資料（仕様書、業務計画の写しなど）を添付すること。

④業務実施体制（様式4）

⑤納税証明書

※国税（法人税・消費税及び地方消費税）、県税（法人事業税・法人県民税）、市税（法人分・代表者の個人分）を提出すること。

⑥登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑦印鑑証明書

※各証明書は、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

(2) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、以下の書類を提出すること。

(ア)～(ウ)の順番で綴じ、(エ)の見積りについては別で綴ること。

提出書類	留意点等
(ア) 企画提案書表紙（様式5）	A4判で作成すること。
(イ) 企画提案書（任意様式）	A4判・片面印刷を基本とし、カラー・白黒・縦横は自由とする。20項以内で作成し、やむを得ずA3判を使用する場合は横折込みとする。但し、A3判1枚につきA4判2ページと換算する。
(ウ) 業務工程計画（任意様式）	A4判2頁以内またはA3判1項以内で作成し、各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(エ) 見積書（任意様式）	仕様書をもとに本業務の委託範囲内の費用を見積もること。以下の点に留意し、A4判で作成すること。 <ul style="list-style-type: none">・提案上限額を超えないこと。・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載すること。・積算根拠を明らかにした書類（任意様式）を添付すること。・値引き等の記載は行わないこと。

【企画提案書の作成に係る留意事項】

- ①提案内容は、仕様書の業務について作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。
- ③専門用語・略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明を記述すること。
- ④文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ⑤ページ番号を記載すること。
- ⑥「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ⑦提出書類の作成及び提出に要する諸費用は応募者負担とし、提出書類は返却しない。

(3) 提出部数

1 3 部（正本 1 部、副本 1 2 部（複写可））

(4) 提出期限

平成 3 0 年 9 月 1 4 日（金） 1 2 時必着

(5) 提出先及び方法

【提出先】 下記「15. 連絡・提出先」宛て

【提出方法】 持参又は郵送（簡易書留）により提出。持参の場合は市役所開庁日の
8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分までの間のみ受付。

9. 企画提案の審査評価

(1) 審査評価方法

①企画提案の審査評価は、第 2 次宮古島市国土利用計画策定支援委託業務に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて審査評価を実施し、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

②選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査結果の前提

提案見積額が提案上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく、著しく本業務仕様と離れている場合は、審査対象外とする。

(3) プレゼンテーション

審査評価にあたり、提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。選定委員会において、以下の視点等に基づきプレゼンテーションの内容を審査する。

実施にあたっては、下記に留意すること。

【審査評価項目】 3 0 点満点

評価項目	評価の着眼点
会社の業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しており、他地方公共団体における国土利用計画等の策定支援業務実績を有しているか。
業務の実施体制	業務を遂行可能と判断できる執行体制・サポートとなっているか。
業務理解度	策定上の問題点等が把握されているか。
業務工程	業務工程が適切であるとともに円滑かつ確実な提案となっているか。
業務精通度	本市における施策や地域特性を十分に理解し、先進的な知見や知識、ノウハウに裏付けられた提案がなされているか。
追加の提案	本業務を実施するにあたり仕様書の仕様要件以外にも有用な追加提案がある等、他者と比べて特筆すべき評価ができる。

【留意事項】

- ①企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。
- ②1事業者につき25分の持ち時間とする。(提案内容説明15分、質疑10分以内。)
但し、提案者の数によっては変動することがある。
- ③出席者は1事業者3名以内とし、実際に業務に携わる責任者は必ず出席すること。

(4) 実施日等

- ・実施日 平成30年9月25日(火)
※現在はあくまでも予定であり、時間は別途通知する。
- ・場 所 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 宮古島市役所平良庁舎内

10. 提案の無効

下記に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

- ①本企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ②一つの事業者が複数申請したとき。
- ③書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ④所定の日時、場所に参加申込み及び企画提案書を提出しないとき。
- ⑤誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ⑥本企画提案に関する資格・条件等に反したとき。
- ⑦その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

11. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。但し、最も高い評価点を獲得した事業者が2以上ある場合は、該当者のくじ引きにより優先交渉権者を選定する。

12. 評価選定結果の通知

選定委員会の審査後、全提案事業者に対し文書にて通知する。

なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

13. 契約交渉

優先交渉権者に選定された事業者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約手法等の詳細について協議する。双方協議のうえで受託事業者として決定し、本業務委託契約を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

本業務の履行期限は契約締結日から平成31年3月22日(金)までとする。

14. その他

- ・本企画提案により知り得た市独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。
- ・企画提案書等を受理した後の提案事業者による加筆・修正等は原則認めない。

15. 連絡・提出先

沖縄県宮古島市 企画政策部 企画調整課 政策調整係
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地
TEL (0980) 72-4878 /FAX (0980) 72-3795
担当：本村 m.ippei@city.miyakojima.lg.jp